

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 20 条第 1 項の規定に基づき、
同法第 12 条第 1 項及び第 17 条第 1 項の規定による政治団体の収支に関する報
告書の要旨を別冊のとおり公表する。

平成 22 年 11 月 12 日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男